

# ARCHICAD Solo VIP サービス契約約款

2017年10月18日版

本契約は、お客様（以下「甲」という）とグラフィソフトジャパン株式会社（以下「乙」という）との間で締結される ARCHICAD Solo の VIP サービス契約に関する内容（以下「本サービス」という）及び条件を定めるものである。また本サービスは、現行のバージョンにのみ適用するものとする。

## 第1条（契約の目的）

1. 乙は、第3条に記載の本サービスを甲に提供する。
2. 甲は、乙に対し、第5条に定める料金を支払う（口座振替の場合は乙からの自動引落を滞りなく行わせる）ものとする

## 第2条（契約の対象）

1. 本契約は、甲が乙よりライセンス供与をうける ARCHICAD Solo を対象とする。
2. ARCHICAD の関連製品（オプションソフトウェアやライブラリー等）を対象外とする。
3. 本契約は、ARCHICAD Solo の1ライセンス単位とする。
4. 本契約によりサポートを利用できる人数は1ライセンスにつき1名とする。
5. ライセンス追加増設の際は、その追加増設されるライセンスも対象とする。

## 第3条（サービスの内容）

契約中に提供される本サービスは、以下の通りである。また、乙が最適と判断するサービス内容に甲への事前告知なく変更出来るものとする。

- (1) 契約期間中にリリースされる ARCHICAD のバージョンアップおよび更新パッチ
- (2) GDL 部品（日本語版のみ 内容は、予告なく変更される）
- (3) アドオンツール（日本語版のみ 内容は、予告なく変更される）
- (4) BIMx（日本語版のみ、BIMx の使用可能期間は契約期間と同期し終了とともに利用不可となる）
- (5) 乙により実施される標準トレーニングコースの20%値引き
- (6) 乙が独自の判断で行う追加ライセンス、オプションソフトウェアの割引キャンペーン
- (7) Web で提供される「Tips」へのアクセス
- (8) ARCHICAD に関する専用電話・Eメールによるテクニカル・サポート
- (9) プロテクトキー交換サービス

出荷時の輸送に起因する破損、並びに出荷後1週間以内の無償交換をVIPサービス契約有効期間内、無償で一回まで延長

## 第4条（契約の成立）

1. 本契約の成立は甲が乙及び乙の販売店に本サービスの申込（発注）を行った時点で契約は成立したものとする

## 第5条（契約の期間と更新）

1. 契約初年度の契約期間は締結月の翌月1日から翌年の同月末までとし次年度以降の更新はこの期間と同様の期間とする
2. 第6条に定める解約が行われない限り、本契約は本契約と同一条件のもと契約期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 更新契約は、契約期間満了日の30日前に行われなければならない。

## 第6条（契約料金）

1. 契約料金は、年額72,000円とし、月額払いの場合は月額6,000円の12回分に所定の消費税を合算した金額とする。
2. 契約料金は、途中解約の場合も返却しないものとする。

## 第7条（契約の解除）

1. 甲乙いずれか一方より本契約満了日の2カ月前までに文書による解約通知があった場合、契約満了日をもって契約を解除することができるものとする。
2. 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときは、直ちに本契約を解除できるものとする。
  - (1) 第1条の契約の目的が履行されない場合
  - (2) 支払の停止、又は破産、和議、会社更生、会社整理、特別清算の申し立てがあった時
3. 甲は解約の際に生じた契約期間1年間に満たない月数分の料金を一括で振り込むものとする。また、このときの振り込み手数料金は甲が負担するものとする。
4. ARCHICAD Solo から ARCHICAD レギュラー版へのアップグレードを行った場合

## 第8条（契約への再加入）

1. 一旦解除された契約を再開する場合甲は再加入料金を支払うことにより再加入出来るものとする。また、このときの再加入料金は未加入期間の契約料金合計額の150%に相当する金額と再加入契約を行う月の翌月1日から始まる3ヶ月分の料金の合計を一括で支払うものとする。

## 第9条（料金の支払）

1. 甲は乙の指定する方法により手続きを行い金融機関の預貯金口座より翌月分の使用料金を通常月は毎月27日に自動振り替えにより前払いするものとする。
2. 甲が使用を希望する金融機関が乙の指定する方法に対応していない場合甲は、甲の指定する方法に対応した金融機関に変更するものとする。
3. 甲は本サービス申し込みの際に当初3カ月分の料金18,000円（税別）を一括で支払うものとし、4カ月以降の料金は自動振替により支払うものとする。
4. 甲は自動振替開始日までに自動振替の手続きが開始出来なかった場合再度3カ月分の料金18,000円（税別）を一括で支払うものとする。
5. 甲は税別料金と所定の消費税を合算した金額を乙に支払うものとする。

## 第10条（契約の変更）

1. 乙は本規約内容を甲の事前の同意がなく変更できるものとする

## 第11条（ARCHICAD レギュラー版へのアップグレード）

1. ARCHICAD Solo から ARCHICAD レギュラー版へのアップグレードを行った場合レギュラー版の納品された日をもって本契約は終了するものとする。また、その際に甲の支払済み契約料金の返却やその他の料金との相殺などは行わないものとする。

## 第12条（請求・支払い）

1. 乙は甲に対し、本契約により定められた契約料金を請求するものとする。
2. 甲は乙の指定する方法で、本契約により定められた契約料金を本契約期間内は継続して支払うものとする。また、この時に発生する振込手数料等は甲の負担とする。

## 第13条（その他）

1. 本契約に定めのない事項あるいは本契約の履行に疑義が生じたときは甲および乙は誠意をもって協議し解決に当たるものとする。
2. 乙のWebサイトを通じて甲が本規約を自由に参照出来る様にする。
3. VIP サービス契約約款の正はVIIPサービスのWebサイトに掲載されているものとし、他のものと不一致があった場合Webサイト掲載のものを優先するものとする。

以上